

事業承継をお考えの皆様へ

円滑な事業承継 を後押しします

後継者不在の中小企業は、全国に127万者。
待ったなしの課題である事業承継を集中的に支援。

✓ 事業承継税制

法人版：株式に係る贈与税・相続税がゼロに。
個人版：事業用資産に係る贈与税・相続税がゼロに。

✓ 経営者保証の解除

「経営者保証ガイドライン」の特則による無保証融資の拡大。
事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度を創設。

✓ 事業引継ぎ支援データベース

会社・事業を譲りたい方、引き取りたい方どちらも、
データベースを活用した全国大でのマッチングが可能。

✓ 事業承継補助金※

事業承継、M&Aを契機として、新しいチャレンジを行う事業者に
対して、その取組にかかる経費を最大1,200万円まで補助。



詳細は裏面をチェック✓

※令和元年度補正予算において措置

事業承継 税制

法人版事業承継税制

10年間限定で法人の事業承継税制が**抜本的に拡充**されました。

(2018年1月1日~2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用。)

株式に係る**贈与税・相続税がゼロ**になります。(納税猶予割合**100%**)

➡ 制度拡充前の**10倍**に迫る勢いで、申請をいただいています。

個人版事業承継税制

10年間限定で個人向けの**新しい事業承継税制が創設**されました。

(2019年1月1日~2028年12月31日までの間の贈与・相続について適用。)

事業用資産に係る**贈与税・相続税がゼロ**になります。(納税猶予割合**100%**)

<対象となる事業用資産>

土地(400㎡まで)・建物(800㎡まで)、工作機器・パワーショベル・給油機・冷蔵庫・診療機器などの器具備品、車両・運搬具、乳牛、果樹などの生物、特許権などの無形償却資産 等

経営者保証 の解除

「経営者保証に関するガイドライン」の特則を通じて、事業承継時における新・旧経営者双方からの**二重徴求を原則禁止**します。(令和2年4月開始予定)

信用保証協会が、**事業承継時**に一定の要件の下で、**経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**を創設。また、専門家による支援・確認を受けた場合、**保証料を大幅に軽減**。(令和2年4月開始予定)

お問い合わせ先：中小企業庁 金融課 (03-3501-2876)

データベース

全国の事業引継ぎ支援センターまでお問合せ下さい。

➡ **事業引継ぎポータルサイト** (<https://shoukei.smrj.go.jp/>)
よりご確認ください。

※ポータルサイトでは、事業引継ぎ支援の取組や事例も紹介しています。

事業承継 補助金

M&A等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、**設備投資・販路開拓等**に必要な経費を支援します。

事業承継後に行うチャレンジが**幅広く対象**となります。

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	
原則枠	経営者交代型	1/2	225万円	+	225万円
	M&A型	1/2	450万円	+	450万円
ベンチャー型事業承継枠 生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円	+	300万円
	M&A型	2/3	600万円	+	600万円

さらに、**経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用**も支援。

※事務局が決まり次第、事務局HP、中小企業庁HPに掲載予定

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口

03-3501-5803

中小企業庁事業環境部財務課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載！

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

